

みどり通信

第219号 2015. 4. 7

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 生命保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P6	● あとがき	P10
● 損害保険	P7	● 営業カレンダー	P11

待ちに待った春になり、
事務所の花壇も花でいろいろといどりです



昨年の秋に植えたビオラ。
今きれいに咲いています!!



チューリップのつぼみも大き
くなり、花が咲くのが楽しみ
です!!

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

4月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、4月6日のホームページ掲載のものからです。

『消費税率8%から10%への引き上げ後の更なる税率アップの見通し・・・』

先月3月31日に平成27年度税制改正法案が参議院で可決成立しました。その中で、最大の関心事である消費税については、税率が10%への引き上げを再来年4月まで1年半延期することも決定。今回は『経済情勢によっては増税を見送ることができる』とした、いわゆる「景気弾力条項」は法律から削除されています。

昨日届いた専門誌に掲載されていた、著名な税理士の方が書かれた記事を興味深く読ませて頂きました。タイトルは『消費税率10%後のあり方』。2020年度までに国と地方を含めた基礎的財政収支を黒字にする政府の目標は達成できるのだろうかという投げかけ。

その内容を紹介すると・・・・

- ・経済同友会では、『消費税率を平成30年度から毎年1%ずつ引き上げて18%に』と提言している・・・
- ・しかし、政府の中長期試算によると、名目経済成長率が3%台で推移したとしても平成32年度時点で基礎的財政収支の赤字が9.4兆円残る・・・
- ・この赤字を、経済成長による税収増、歳出削減、増税で穴埋めすることになるが、来年

夏に示される財政健全化計画のお手並を拝見したいところ…

- ・どう考えてみても消費税率10%で済みそうになく、『 $10\% + a$ 』であるが、甘利経済再生相によると『消費税率引き上げは5年間に1回』が基本ということだから、次の引き上げは平成34年度で、それまでは消費増税は封印…
- ・現在は消費税率を「 $10\% + a$ 」とすると、「『どうせ増税で財政再建はできる』として歳出削減の努力が引き出せなくなるという」問題点が…
- ・こうなると、社会保障費を絞り込み、それでも黒字達成が難しくなったら消費増税を持ち出すという『後出しじゃんけん』のような構図が見えてくる…
- ・追加増税ができないのであれば、思い切った歳出削減という手もあるが、『歳出カットで景気が失速したら元も子もない（甘利経済再生相）』ということだからこの手を使う覚悟もなさそう…

いずれにしても、消費税の追加増税の幅を左右するのは、社会保障改革のようです。平成27年度の一般会計予算で社会保障関係費は31兆円余りで、歳出全体の32.7%を占めています。

今後の消費税率の再引き上げの率と時期が気になります。

税理士 山 口 昇



税務

平成27年度税制改正について

今回は、年度内ギリギリの平成 27 年 3 月 31 日に成立した、平成 27 年度の税制改正についてお知らせいたします。

なお、ここでご紹介させていただくのはごく一部となっております。出典は、財務省の HP からの引用となっておりますので、他の改正点や内容の詳細はそちらもあわせてご確認いただけすると幸いです。

◇法人課税◇

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、法人課税を成長志向型の構造に変えるということを目的としています。

○法人税率の引下げ

27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、法人税率を、25.5%から 23.9%に引き下げます。

また、法人事業税（地方税）の所得割の税率もあわせて引き下げられます。これにより、以後数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げるを目指す流れとなっております。（中小法人は既に軽減税率が適用されていますので、影響の多くは大法人におけるものとなっております。）

○課税ベースの拡大等

課税ベースを拡大するために

- ①欠損金繰越控除の見直し
- ②受取配当等益金不算入制度の見直し
- ③租税特別措置の見直し

がそれぞれ実施されることとなりました。

特に、①の欠損金繰越控除の見直しについては、

- ・大法人の控除制限を、従来は「所得の 80%」であったものを、平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度は「所得の 65%」に、平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度は「所得の 50 %」に引き下げ
- ・繰越期間は、従来「9 年」だったものを、平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度からは、「10 年」に延長することとなりました。

また、上記の期間延長に伴い、帳簿書類の保存期間等も 10 年に延長されることになっていきます。

○賃上げへの配慮措置

平成 27 年度及び 28 年度において法人税の先行減税を行い、経済の好循環の定着を力強く後押しするために「所得拡大促進税制」の要件が緩和されています。

このほかにも「地方拠点強化税制の創設」により、特別償却や税額控除制度の創設や雇用促進税制の拡充がなされます。

また、「復興支援」として、福島再開投資等準備金制度の創設がなされることとなっています。

◇資産課税◇

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

適用期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長した上で、非課税枠を最大 3,000 万円まで拡充することとなりました。

○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されます。

◇個人所得課税◇

○NISA の拡充

現行の NISA について、

- ・年間の投資上限額（現行では 100 万円）を、平成 28 年から 120 万円（累積 600 万円）に引き上げ
 - ・若年層への投資のすそ野拡大などの観点から、いわゆる「ジュニア NISA」を創設
- がなされます。

○住宅ローン控除等の延長

平成 29 年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率 10%への引上げ時期の変更に伴い、その適用期限を平成 31 年 6 月末まで 1 年 6 ヶ月延長されることとなりました。

また、このほかにも、「国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例の創設」や、地方税における見直しとして「ふるさと納税の拡充」が決定しております。

◇消費課税◇

○消費税率10%への引上げ時期の変更等

消費税率 10%への引上げ時期について、平成 27 年 10 月 1 日から、「平成 29 年 4 月 1 日」に変更することが正式に決定しました。

また、「景気判断条項」については削除されました。

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

平成 27 年 4 月より、商店街やショッピングモール内などにおける各店舗の免税手続を、「免税手続センター」でまとめて行うことができるようになるなど、消費税免税店の拡大及び利便性の向上等が図られるようになります。

○国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税が課税される様になります。(平成 27 年 10 月から施行)

また、このほかにも、たばこ税の見直しや自動車重量税の見直し、地方税における自動車取得税の見直し、軽自動車税の見直しがそれぞれ実施されます。

◇その他◇

上記以外についても、国際課税の分野においては、「非居住者に係る金融口座情報の報告制度の整備」などの改正がなされており、また、納税環境整備の分野においては、「国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化」や、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき「財産債務明細書」の見直しなどが盛り込まれた改正となっています。

また、最近なにかと話題の「マイナンバー」に関連して、マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続きにおいて効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務付けることなどが予定されています。

以上、盛り沢山の内容ですが、要点だけをかいづまんでの紹介となってしまっております。今後、新しい情報や、影響の大きい内容につきましては、隨時ご紹介させていただければと思いますし、個別の事案等、具体的な内容等につきましては、ご確認・お問い合わせ頂ければ幸いです。

<西丸 保幸>

社会保険 Q&A



Q

私は、従業員が3人の個人経営の文具販売店に勤務しています。現在、国民健康保険に入っていますが、健康保険に入ることはできないでしょうか？

A

健康保険の適用には、法律上当然に適用される場合(健保法3条3項)と、厚生労働大臣の認可(日本年金機構に委任)を得て適用される場合(健保法31条)の二通りあります。

さて、個人事業所の場合、法律で定められた業態で、しかも常時5人以上の従業員を使用していると強制適用事業所になります。あなたが勤めている事業所は個人経営の商店ですから、法律で定められた16の業態の中には入りますが、常時5人以上使用している条件に該当しませんから適用事業所ではありません。

しかしながら、事業主が従業員の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に対して任意加入の認可申請(日本年金機構に委任)をすることができます。この結果認可されれば、取り扱いは適用事業所の場合と全く同じになります。

なお、法人ではなく個人経営とのことですので、事業主は法人に使用される者に該当しませんので健康保険の適用は受けられません。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



自動車保険

「損害賠償に関する基礎知識」

自動車事故により生命・身体を害された場合や財物を害された場合、被害者は財産的・精神的不利益（損害）を受けることになります。このような損害が発生した場合に、その損害を補償することにより損害がないのと同じ状態にすることを損害賠償といいます。

● 賠償請求権者

① 傷害事故の場合

- a . 被害者本人
- b . 次の場合は、被害者本人でなくても請求できます。
 - ・治療費などを支払った近親者
 - ・被害者である使用人に休業中の給与を立て替え払いした使用者

② 死亡事故の場合

- ・相続人（死亡者の逸失利益・慰謝料などの請求）
- ・被害者の父母・配偶者・子
被害者の死亡によって精神的苦痛を被ったその他の遺族についても慰謝料の請求が認められる場合があります。
- ・葬儀費や死亡までの治療費を立て替え払いした遺族
- ・被害者である使用人に死亡に至るまでの休業中の給与を立て替え払いした使用者

③ 物損事故の場合

- ・財物の所有者
- ・財物の正当な利用権者

● 請求権の時効

① 損害賠償請求権

不法行為による民法上の損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しない時は、時効によつて消滅します。

不法行為の時（損害及び加害者を知らないまま）から20年を経過した時も同様に消滅します。

② 保険金請求権

対人・対物賠償保険の保険金請求権は、被保険者が負担する法律上の賠償責任の額が示談・和解・調停・判決などにより確定した時の翌日から起算して3年が経過した場合、時効により消滅します。

●損害賠償の範囲

加害者が賠償すべき損害の範囲は、通常、一般に予測できる範囲内の損害（事故と相当因果関係のある損害）に限られます。

事故の種類	損害の分類		損害の内容
①人身事故 の場合	財 產 的 損 害	積極的財産的損害 (被害者が現実に支出を余儀なくされた損害)	<ul style="list-style-type: none">・治療関係費 (診察料、入院料、手術料、通院費、看護料など)・葬儀関係費・その他
		消極的財産的損害 (得べかりし利益)	<ul style="list-style-type: none">・治療期間中の休業損害・後遺障害による将来の逸失利益・死亡による将来の逸失利益
	精神的損害 (慰謝料)	<ul style="list-style-type: none">・被害者の肉体的、精神的苦痛を慰謝するもの。 死亡の場合は、被害者の父母・配偶者・子は、 それぞれ固有の慰謝料請求権を持ちます。	
②物損事故 の場合	直接損害	<ul style="list-style-type: none">・被害を受けた物そのものの損害 車両修理費・建物修理費など	
	間接損害	<ul style="list-style-type: none">・休車損害、代車費用、商店等の営業損失など	

●損害賠償の解決方法

①示談

示談とは、被害者と加害者とが互いに歩み寄って、話し合いで賠償額や賠償金の支払い方法を定め、円滑に解決を図るもので、簡便で費用もかからないため、交通事故のほとんどが示談によって解決されています。

②訴え提起前の和解（即決和解）

即決和解とは、当事者間の申し立てにより簡易裁判所で行われる和解のことをいいます。簡易裁判所に和解を申し立て、公判の場で示談条項を和解調書に作成することになります。

③調停

調停とは、公的機関（原則として、相手方の居住する地区の簡易裁判所）を利用して、当事者が互いに譲歩して解決する民事上の手続きのことをいいます。

④訴訟

当事者間で話し合いがつかない場合は、訴訟（裁判）で争うことになります。

担当 星野

経営者自身の退職金について押さえておきたい4項目

経営者のみなさま、
ご自身の退職金を準備することは大変重要なことですね

経営者の退職金について 押さえておきたい4項目と8つの質問

退職金の計算方法

- 退職金をいくらもらえるかご存じですか?
- 経営者の退職金の計算方法をご存じですか?

退職金の財源

- 退職金の財源は決めていますか?
- 退職金の財源は用意できていますか?

退職金の社内規程

- 会社で「役員退職金・弔慰金規程」を作っていますか?
- 「役員退職金・弔慰金規程」の内容はご存じですか?

退職金の税務処理

- 支払われる退職金を会社の経理上どう扱うかご存じですか?
- 受け取る退職金を個人の税金上どう扱うかご存じですか?



経営者の退職金の準備には、生命保険が活用できます。
私どもにご相談ください。

ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

<担当：西丸保幸>



あとがき

4月になりあたたかい日も増え、すっかり春らしくなってきました。やわらかい日差し、木々や花が芽吹きはじめ、まわりが淡い色になっていくこの時期がとても好きです。

それからこの時期は、たくさん的人が新たな生活をスタートする時期もありますよね。入園、入学、就職などわくわくしている人がたくさんです。通りすがりの人でも、新生活をスタートした人はなんとなくわかることがありますよね。身につけている物が新しいことはもちろん、背筋がピシッと伸びていてとてもキラキラしています。そういう方や子どもを見かけると「がんばれ！」と思いながらも、私もがんばらなきゃと思います。

とっても素敵な時期がこれから始まります。お団子を食べながら(^\o^)いろんなことを楽しみたいです♪

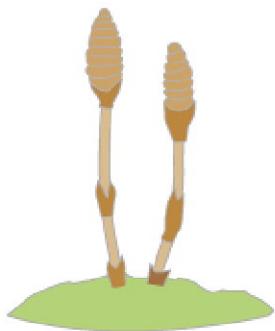
藤井 茜

◆◆ 山口会計営業カレンダー ◆◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、2ヶ月に1回(偶数月)発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp